

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和2年度 第2回

令和2年7月27日（月）開催

1 日 時 令和2年7月27日(月) 15時00分～15時40分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中5名出席

赤坂 薫 伊藤慎一 臼木智昭 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

秋葉 宏 今井裕子 後藤正文 佐藤伸幸 畠山百合子

使用者委員 5名中5名出席

倉部稲穂 佐藤宗樹 堀江重久 若泉裕明 脇 正雄

[事務局] 秋田労働局

甲斐労働局長 酒井労働基準部長 柳原賃金室長

佐藤賃金指導官 佐々木賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)

(2) 賃金実態調査結果について

(3) その他

5 配付資料

資料番号1 生活保護と最低賃金との比較関係資料

資料番号2 令和2年度賃金改定状況調査結果

資料番号3 令和2年度賃金実態調査結果報告(抜粋)

資料番号4 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

資料番号5 秋田地方最低賃金改定の審議にあたっての意見書(写)

資料番号6 秋田弁護士会長声明(写)

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿

6 議事内容

○杉本賃金調査員

本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今から令和2年度第2回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計15名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満た

しておりますので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

それでは、これからの進行は、赤坂会長にお願いいたします。

○赤坂会長

議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名は、秋田地方最低賃金審議会運営規程第7条において、会長のほかに会長が指名した委員2名となっておりますので、本日は労働者代表秋葉委員、使用者代表倉部委員にお願いします。

本日審議する議題は、議題1「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達)」、議題2「賃金実態調査結果について」、議題3「その他」となっております。

それでは、議題1の令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について局長から一言お願いします。

○甲斐秋田労働局長

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あてに、令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について7月22日に答申がありました。例年であればこの際に、目安額が示されるところですが、今年度は金額に関して意見の一致をみないという、平成21年以来目安額が示されませんでした。この答申の公益委員見解にもありますように、委員の皆様には地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつとございます。委員の皆様には、なにとぞ地域の実情を踏まえた十分な審議を行っていただくようお願いします。

内容につきましては、この後、賃金室長から説明します。

○柳原賃金室長

引き続きまして私の方から、本日机上配付しております令和2年度地域別最低賃金額改定の目安(答申)の写しをご覧願います。答申文は長いため、ポイントのみ説明させていただきますので、ご了承願います。

1ページが答申文、2ページから3ページが公益委員見解、4ページから8ページが小委員会報告となっております。

最初に1ページの答申の内容ですが、記の1には「令和2年度の地域別最低賃金額改定の目安については、その金額について意見の一致をみるに至らなかった。」としています。

記の3には「公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」としています。

次のページは公益委員見解ですが、1には新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用・労働者の生活への影響、中小事業者が厳しい状況に置かれていること、今後の感染症の動向の不透明さ、雇用の維持が最優先であることが適当との結論に至ったことが記されています。

2の(1)公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 厳しい中でも、引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、可処分所得の継続的拡大等により消費の拡大につなげ経済の好循環を継続・拡大させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいとしていること。
- ② 他方、経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせるなどにより雇用維持の努力をしている状況において、最賃引上げが雇用調整の契機とされていることは避ける必要があること。
- ③ 雇用情勢としては有効求人倍率が1倍を超えて雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること。
- ④ 改定状況調査結果第4表の賃金上昇率等における賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小しており、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること。
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近の指標についても、経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること。
- ⑥ 緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は相当に広範囲に及んでおり、予断を許さない状況であること。

など、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ってきたとしています。

(2)には生活保護水準と最低賃金との比較で、引き続き乖離が生じていないことが確認されています。

(3)として、来年度の審議について記されており、コロナによる影響を踏まえながら、最賃についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められることも踏まえ、議論を行うことが適当と考えるとしています。

次のページ、4ページ、小委員会報告の中では、労働者側見解として、2のところ

今回のコロナ禍の中、最賃を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是正

することと同義である。また、ステップを踏んで最賃を引上げてきた流れを止めるべきでなく、雇用の確保等が最重要課題ではあるが、最賃引上げの重要性は分けて考えるべきとしており、更に労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最賃を引上げることは社会安定のセーフティネットを促進するメッセージになり得るとしています。

今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえ、特にエッセンシャルワーカーは最賃近傍で働く人も少なくなく、このような労働者に報いるべきで引上げは社会的要請であるとしています。

また、現在の最賃最高額東京の1,013円では、2,000時間働いても年収200万円程度に過ぎないこと。800円以下の地域をなくすことを述べています。

地域間格差についても労働力流出の一員であるとともに、今回のコロナ禍は一極集中と感染リスク増大を踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張しています。

一方使用者側見解としては5ページの3のところ、コロナ禍によってこれまで経験したことのない危機的な状況に直面し、休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、地方の中小事業者に甚大な影響を与え続けているとしています。また、休業者はリーマンショック時を2倍以上上回っており、今後も悪化する可能性があり、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方をし、有額の目安を示すことは多くの中小事業者を更なる窮地に追い込むことになると懸念しています。

近年の最賃の引上げ方針は中小事業者の経営実態と乖離し、特に今年は先行きが見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張しています。

コロナ禍により多くの企業が事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けており、今年度は3要素の「通常の事業の支払能力」を最も重視し、中小事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討し、事業継続と雇用維持を最優先とし、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと主張しております。

6ページの4以下については、割愛させていただきます。目安に関する資料についての説明は以上ですが、これに関連した資料として2点説明させていただきます。

一つ目は、資料1で、生活保護と最低賃金と書かれた資料です。簡単に説明させていただきます。

中央最低賃金審議会目安小委員会において、生活保護と最低賃金の比較につい

て最新のデータに基づく結果が公表されています。

最初に、今年度の比較計算にあたっての留意点が厚生労働省から示されていますので説明いたします。

- 1、平成30年度の可処分所得割合は、0.818とすること。
- 2、生活保護については、最新データである平成30年度のデータを使用すること。
- 3、人口加重平均を算出する際の人口は、平成27年国勢調査の数値を用いることが示されておりまして、以上のことを踏まえて計算した結果が資料1ということになります。

開いていただきますと、1・2ページに折れ線グラフがあります。1ページのグラフは、下段の注3に書いておりますが、生活保護のデータ、最低賃金のデータともに平成30年度のものとなっております。点線の折れ線グラフが生活保護、実線の折れ線グラフが最低賃金、右から3つめの秋田県を含めた全ての都道府県で、実線の最低賃金が点線の生活保護を上回っているという状況が明らかとなっております。また、令和元年度の最賃引上げを考慮したものが次のページ、2ページのグラフとなります。

次に、これを表にしたものが次の3ページになります。北海道から始まる5番目に秋田県の数字が出ております。25年度までは全国の一部の都道府県において、乖離がありましたが、ここ数年の最賃引上げ等によりまして、26年度以降は全国で乖離は発生しておりません。

秋田県では、30年度データで最賃が108円上回っており、昨年度の最賃引上げ額を考慮すると、最賃が136円上回っていることとなります。

次の4ページには、生活保護と最低賃金の比較についてとして、秋田県の状況について詳細に計算した内容を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

最低賃金と生活保護との比較の関係の説明は、以上でございます。

次に、資料2でございますが、令和2年賃金改定状況調査結果の概要でございます。この調査は、最低賃金の改正審議の参考とすることを目的として実施した調査で、全国約5,000事業場、約30,000人の労働者を対象に、令和2年6月分とその1年前である令和元年6月分の賃金を比較調査し、その動向をまとめたものでございます。なお、本調査は都道府県単位での集計は行っていないことを申し添えます。

全国集計の結果によりまして、1年前と比較した労働者の賃金動向については、この資料を3枚めくっていただきまして、7ページ第4表②「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をご覧ください。

それぞれ、ランクごとに集計されております。秋田はDランクになりますので、

一般パート計のDランクのところ、数字の書いてあるところの左から3つ目にある賃金上昇率を見ていただきますとDランクの賃金上昇率が、プラス0.9%となっており、昨年の1.9%を1ポイント下回っております。

また、その下の欄には一般労働者とパート労働者に分けて集計されておりまして、一般労働者がプラス0.9%、パート労働者がプラス1.0%となっております。

最低賃金の目安及び関連資料についての説明は以上です。

○赤坂会長

ただ今の報告について、ご質問などがありましたら、ご発言願います。
なければ次の議題に移ります。

○赤坂会長

次に、議題2「賃金実態調査結果について」事務局から報告してください。

○佐藤賃金指導官

令和2年度賃金実態調査結果につきまして説明いたします。資料3の1ページ、賃金実態調査の概要をご覧ください。

この調査は、「1 調査の目的」にあるように、秋田県最低賃金の改正決定の審議に資するため、適用労働者の賃金実態を的確に把握することを目的に実施しています。以下、「2 調査対象産業」、「3 事業所の規模」、「4 調査対象月」、「5 調査実施期間」、「6 集計方法」については、ここに記載している内容をご確認いただければと思います。次に、「7 集計事業所数及び労働者数」ですが、これは総務省の平成28年経済センサス中の、対象事業所、約19,200、対象労働者、約124,000人の中から、さらに業種等のバランスをとって抽出調査を行い、実際に集計した事業所及び労働者数を記載しております。

なお、この報告で申し上げる調査結果の数値は、あくまでも調査件数から母数を基に復元した数字であり、実数ではありませんのでご留意願います。

また、特定最低賃金が適用される非鉄金属、電子部品、自動車製造、自動車小売関係については、この集計から除外しております。

2ページは、調査対象となっている業種を、産業分類番号で表示しております。

3ページは、秋田県賃金実態調査表(賃金分布の概要)でございます。平成22年度から掲載しておりますが、一番右が令和2年度の結果でございます。時間当りの平均賃金額は、1,145円、前年比でプラス0.6%となっております。

なお、表の左側の項目で、第1・10分位数、中位数などの統計用語につきまして

ては、14ページ以降で解説しておりますので、後ほどご覧願います。

4ページは、最低賃金改正に伴う未満率及び影響率の推移でございます。現行の秋田県最低賃金額790円に対する未満率は、1.0%となっております。

なお、未満率とは、改定前の最低賃金額を下回る労働者の比率、影響率とは、「改定後の最低賃金額を下回る労働者の比率」のことをいいます。

実際には、5ページの最低賃金基礎調査結果表をご覧ください。表の左側に、賃金階級として779円までから始まって、以降780円から、840円まで1円刻みの賃金階級を設定しております。そして、841円からは、ある程度大きなキザミで設定しております。

次に、左から2列目の合計欄をご覧ください。上段の数字は、左側の賃金階級に属する労働者数を示しておりますが、779円から下の行の階級は、779円までの累計の労働者数を示しております。現行の790円未満の労働者は、779円から789円までのところを見ていただきますと、1,346人いるということになります。

そして、そのカッコ内の数値は、全体の人数に対する比率を示しており、1.0%と表示されております。したがって、これが現行の最低賃金に対する未満率ということになります。

なお、実際に最低賃金額790円で働いている労働者は、790円の賃金階級の累計数11,506人から、その前の賃金階級である789円までの累計労働者数1,346人を差し引いた、10,160人となり、率では8.0%ということになります。以降、790円からのカッコ内は、最低賃金を改定した場合の影響率として見ていくこととなります。

参考までに、7ページの令和元年度の調査結果表をご覧ください。令和元年度は、最低賃金額が790円に改定されましたので、その1円下の789円のところをご覧くださいと、(13.1%)となっております。これが、令和元年の改定後の影響率ということになります。

次に少し飛んで13ページをご覧ください。全労働者に占めるパート労働者の比率と労働者の男女比を業種別に比較したものでございます。パート労働者の比率は、総計で32%となりました。ちなみに昨年は27.5%でございました。

また、労働者の男女比は、総計で44：56となっており、昨年45：55とほぼ同様の比率となっております。

集計結果の説明は以上でございますが、この集計結果及び9ページから12ページまで掲載しております集計結果については、時期は未定ですが10月を目処に全国とりまとめの上、厚生労働省においてホームページ及び政府統計の総合窓口e-Statへ掲載される予定となっております。

また、これらの集計表の復元に関しては、全国斉一性を担保するため、労働者

数による復元で行うこととしておりますが、あくまでも実数ではございませんので、ご留意いただきますようお願いいたします。以上です。

○赤坂会長

ただ今の説明について、ご質問などがありましたら発言して下さい。

ないようですので、次の議題に移ります。

議題3「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○柳原賃金室長

今後の審議日程案、意見書、専門部会の委員についての3点について、事務局から提案、説明させていただきたいと思っております。

○赤坂会長

1点目の今後の審議日程案について、説明してください。

○柳原賃金室長

それでは、事務局から今後の審議日程案につきましてご説明させていただきます。資料4に案をお示ししております。今後の審議日程でございますが、審議の状況によりまして流動的な面はございますが、現段階におきましては、本日、本審議会終了後、この会場において1回目の専門部会を開催し、部会長及び部会長代理を選出した後、参考人の意見聴取を行います。その後に、金額審議に入る予定です。

それから、7月31日午後1時30分から2回目の専門部会を、8月5日午後1時30分から3回目の専門部会を開催する予定としております。8月5日の専門部会終了後に第3回目の本審を開催し、専門部会からの報告を予定しております。8月5日の専門部会終了の目途としては、午後3時ころを予定しておりますが、専門部会の審議状況により午後3時を大幅に過ぎる可能性もあります。

また、専門部会で全会一致とならなかった場合には、本審で採決していただくこととなります。

なお、5日に結審に至らず審議継続となった場合でも特定最賃改正決定の必要性の諮問を行う必要があります、本審を開催しなければなりませんので、ご協力方よろしくお願いいたします。8月5日の専門部会で結審に至らない場合は、予備日としております8月6日に専門部会を開催することになりますが、この日で採決により結審となった場合には、本審での採決が必要となりますので、本審をセットしたいと考えております。答申となった場合、異議の申出の公示をいたします

が、異議があった場合は、異議審を開催することになります。最短での最賃発効を考慮しますと、8月5日に答申があった場合は、8月21日これは10月1日法定日発効に異議審を開催することになりますが、開催は午前中となります。

委員の皆様方には、予備日として設定しております8月6日及びそれ以降の日程の確保につきまして、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

審議日程につきましては、以上でございます。

○赤坂会長

この審議日程案について、何かご意見等ありますか。

ないようですので、資料4の審議日程の通り開催することとしますので、委員皆様よろしくお願いいたします。

次に、2点目の意見書について事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

意見書について、事務局から説明させていただきます。

資料5、秋田地方最低賃金改正の審議にあたっての意見書（写）をご覧ください。

前回開催しました7月1日付けの改正諮問に伴う意見聴取の公示に対しまして、労働者側9団体から意見書が提出されました。昨年使用者側1団体から意見書の提出がありましたが今年は労働者側のみとなっております。

本審議会終了後の専門部会におきまして、秋田県労働組合総連合及びその傘下の中通病院労働組合から、参考人として2名の方から、直接、意見聴取を行うことになっております。

労働者側からの意見書の中身を見てもみますと、秋田県労働組合総連合からの意見書に代表されますように、

1 ページの2から順番に、

2、コロナ禍による経済危機を乗り越え、エッセンシャルワーカーの賃金底上げのためにも、最低賃金の改善と中小企業支援の強化が必要。

3、独立して生計を営める賃金水準をめざす。

4、地域間格差解消は待ったなしの課題。

5、全国の生計費に大きな差はなく、大幅な引上げと格差の解消を求める。

6、中小企業支援の拡充で最賃引上げに向けた条件整備を国に求める。

7、最賃引上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっている。

と記されて、5ページの記以下に3点が要望事項としてまとめられています。

- 1 最低賃金を早期に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において大幅な引上げを実現すること。
 - 2 全国一律最賃制度を展望し、地域間格差を縮小すること。
 - 3 最低賃金引上げへの理解を得られるよう、「政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化すること」を審議会の意見として表明すること。
- 以上の内容となっています。意見書につきましては、以上でございます。

また、今回の意見書とは別に、秋田弁護士会長から審議会長あて提出された声明も資料として添付しておりますのでご説明いたします。資料6をご覧ください。

- 1 秋田県の最低賃金790円が全国加重平均901円を大きく下回っていること。
 - 2 時給790円では、月換算で139,000円、年間167万円ほどにしかならず、生活の安定を確保することは難しいこと。
 - 3 最も高い東京の1,013円とは223円の開きがあり、最低賃金の地域間格差は前年と同額であり、賃金の高い都市部へ人材の流出を防ぐためにも地域間格差の解消は喫緊の課題である。
 - 4 他方、新型コロナの影響により中小企業の経営悪化が深刻化しているが、経済を活性化させるためにも賃金引上げを後退させず、経営に大きな影響を受ける中小企業には支援事業を実効的に推進していくことが急務である。
 - 5 以上を踏まえて最賃の大幅な引上げを答申することを求める。
- という内容となっています。以上です。

○赤坂会長

ただ今の説明について、何かご質問、ご意見などありましたら発言して下さい。ないようですので、それでは、3点目の専門部会の委員について事務局から説明してください。

○柳原賃金室長

専門部会の委員について、事務局から報告させていただきます。

資料7「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿」となっております。第1回本審議会における議決に基づき推薦公示を行った結果、労使団体から推薦のあった各3名、合計6名の委員と公益委員3名を合わせた、この名簿の9名、全て最低賃金審議会の委員の中から選出されております。

ご確認いただきますと共に、委員の皆さまにはどうぞよろしく願いいたします。以上です。

○赤坂会長

ただ今の専門部会委員の名簿について、何かご質問などありませんか。
ないようですので、ほかに事務局から説明することはありますか。

○佐藤賃金指導官

机上配付の事務局で作成しております参考資料集について説明いたします。

7月1日の第1回本審におきまして、参考資料集ということで配付させていただきました。本日配付の資料につきましては、資料目次で青書きしておりますので、前回配付した資料の上に重ねて綴じていただければと思います。よろしくお願いいたします。

番号で言いますと10番、11番、15番、16番の4つです。7月22日までにデータが更新され、発表されたものになります。

それでは資料10「消費者物価指数 秋田市（令和2年5月分）」でございますが、総合指数は、前月比0.1%の下落、前年同月比で0.6%下落となっております。

資料11「秋田県鉱工業生産指数月報（令和2年5月分）」でございますが、季節調整済み指数は秋田、東北、全国すべてで前月比マイナスとなっております。

資料15「県内金融経済概況（2020年7月17日）」でございますが、県内概況は、前回からの変化は横ばいで、基調判断で「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状態が続いている」としています。

資料16「秋田県内 全国企業短期経済観測調査結果（2020年6月調査）」でございます。こちらも、すべての項目で軒並みマイナスとなっております。

資料の説明は以上です。

もう一つご連絡させていただきます。机上の封筒の中に、専門部会委員に任命された委員には辞令と、第2回と第3回の専門部会開催通知と第3回本審の開催通知が、そのほかの委員の方には第3回本審開催通知が入っておりますので内容のご確認をお願いします。

○赤坂会長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見などありますか。

(委員から発言なし)

○赤坂会長

ほかに、何かありますか。

○柳原賃金室長

最後になりますが、本日の本審議会の開催前に委員の方から、前回中賃の方から目安が示されなかった平成21年の県内経済状況が分かる資料があれば参考にしたとの要望がありましたので、平成21年4月から6月期の「県内経済情勢報告」を机上配付させていただきましたので、参考としていただければと思います。

○赤坂会長

皆さんから、ほかに、何かありませんか。

(委員から発言なし)

○赤坂会長

では、次回の本審は、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無等について、令和2年8月5日水曜日に開催することとなっております。

日程の変更が生ずるような場合は、事務局が改めて各委員に日程調整のうえ、連絡してください。

それでは、これをもちまして本年度第2回秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。お疲れ様でした。